

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 四〇

## 告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四〇

○土地改良区の定款の変更を認可した件 四二

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件十一 四二

## 公 告

○一般競争入札を行う件二件 四二

○土地改良区の役員が就退任した件二件 四三

○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 四三

## 福 島 県 人 事 委 員 会

○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 四三

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 四三

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年八月七日

## 福 島 県 規 則 第 五 十 四 号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

## 附 則

この規則は、令和二年八月二十四日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 五 百 三 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年八月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クスのアオキ鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町中町九七番ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社クスのアオキ

代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲

住所 石川県白山市松本町二五二番

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社クスのアオキ

代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲

住所 石川県白山市松本町二五二番

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年三月二十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

（一）位置 別紙図面のとおり

（二）収容台数 五十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 収容台数 三十八台
- 3 荷さばき施設的位置及び面積
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 面積 二十四平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
  - (一) 位置 別紙図面のとおり
  - (二) 容量 六・七五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 開店時刻 午前九時
    - (二) 閉店時刻 午前〇時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前八時三十分から午前〇時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (一) 数 二か所
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前六時から午後十時まで
  - 七 届出年月日
    - 令和二年七月二十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百四号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、飯館村土地改良区から令和二年七月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

令和二年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第五百五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 伊達市霊山町山戸田字月木五の一、五の四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

**福島県告示第五百六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町山戸田字大条館二、七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

**福島県告示第五百七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町山戸田字堤返一九、二〇、二二三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第五百八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町大石字大久保一、二、三の二、三の四
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第五百九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町泉原字鍋遣一三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第五百十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町大石字二ツ森一の二、一の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町大石字霊山一の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百一十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字伊達二の一、二二の六、二二の一、二二の口
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百一十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字柿木作八、八三、八四、八九、九三から九五まで、九六の一、九六の二、九六の五、九六の一〇、九七の一、九七の三八、一〇五、一〇九、字蛇冠二六、二七、二九、三二から三四まで、三六の一、三六の三、三七の一、三七の三、字荷立場一、四の一から四の六まで、四の八から四の一三まで、四の一五、五の一、五の三、六、七、字深窪一、二の一、二の二、字鳥居平一から四まで
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町大石字加老三、四の一、四の四、四の六、四の九から四の一まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町石田字大小畑四三、五三、五四、五六の口、五九、七三の一、七三のイ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大小畑四三、五三、五四

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

**公告第166号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムファイアウォール及びロードバランサの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステムファイアウォール及びロードバランサ 一式（据付け、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年12月1日から令和7年11月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等以上の物品の納入実績を有する者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年8月28日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室情報政策課

電話024-521-7135

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において公告のあった日から令和2年8月28日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

3に掲げる場所において公告のあった日から令和2年8月28日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のウェブサイトからダウンロードすることができる。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和2年9月17日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎5階企画調整課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年9月16日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全

- 部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima Prefecture Information  
and Communication Network System Firewall and Load Balancer (including installation,  
adjustment and maintenance services) 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 17 September 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 September 2020
- (4) Contact point for the notice: Information Policy Division, Information  
and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima  
Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670  
Japan TEL 024-521-7135

(情報政策課)

## 公告第167号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を  
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第  
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年8月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 高分解能誘導結合プラズマ質量分析装置 一  
式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター福島支所内の指定場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要  
な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該  
当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開  
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ  
と。

- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月1日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年9月1日（火）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和2年8月7日（金）から同年9月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年8月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年8月19日（水）午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年8月19日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月25日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、9月24日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary



- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: High resolution Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 25 September 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 September 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
愛谷堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 箱崎 博光

同 高木 長吉

同 青木 喜三郎

同 箱崎 哲夫

同 大和田 正人

同 渡邊 喜男

同 坂本 克美

就任した役員

役別 氏名

理事 箱崎 博光

同 青木 喜三郎

同 鈴木 隆康

同 永山 典彦

同 穴野 正秋

同 渡邊 喜男

同 大森 浩司

住所

いわき市平菅波字腰巻四七番地

同 市平下大越字北萱野一二番地

同 市平藤間字松原七番地

同 市平下高久字原四九番地

同 市平菅波字東作一一八番地

同 市平藤間字松原二二八番地

同 市平下高久字大平五番地の四

住所

いわき市平菅波字腰巻四七番地

同 市平藤間字松原七番地

同 市平下大越字細田一〇七番地

同 市平菅波字砂畑一九番地

同 市平下高久字清水二四番地

同 市平藤間字松原二二八番地

同 東京都文京区小石川一丁目一七番一―B一九〇六号

(農村計画課)

公告第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 馬場 猪吉

同 橋本 清

住所

郡山市田村町小川字角生内四四番地

同 市中田町高倉字小堤一一八番地



同表安達郡大玉村の項中 「農業委員会事務局 事務局長」を「農業委員会事務局

事務局長」に改め、同表岩瀬郡天栄村の項中「教育次長 課長」を「課長」に改め、同

表耶麻郡磐梯町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課長 室長」に改め、同表東

白川郡塙町の項中 「教育委員会事務局 教育次長 課長 室長」を「教育委員会事務局

教育次長 課長」に、 「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」

に改め、同表石川郡石川町の項中「課長 室長」を「課長」に、 「教育委員会事務局

室長」を「教育委員会事務局 課長」に、 「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」

事務局長」を「農業委員会事務局 事務局長」に、 「公民館 館長（中央公民

館長」を「歴史民俗資料館 館長」に、 「公民館 館長（中央公民

館の館長に限る。）を「中学校 校長 教頭」に改め、同表相馬郡飯舘村の項中「小

学校 校長 教頭」を「義務教育学校 校長 副校長 教頭」に改め、同表須賀川地方

保健環境組合の項中「事務局長 所長」を「所長」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月七日

福島県人事委員会 委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十七号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十八号）

の一部を次のように改正する。 第八条第三項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

12 (新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例) 条例附則第七項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。以下同じ。)の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の療養のために用意された宿泊施設(以下「宿泊療養施設」という。)の内部において行う次に掲げる作業

ア 患者等に接触する作業

イ 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業

ウ 宿泊療養施設の運営に係る作業のうち感染のおそれがあるもの

二 保健所の内部において行う次に掲げる作業

ア 患者等に接触する作業

イ 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業

三 患者等を車両により医療機関又は宿泊療養施設へ搬送する作業

四 医療機関又は患者等の住居において患者等に接して行う疫学調査の作業

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると人事委員会が認める作業

13 条例附則第八項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずると人事委員会が認める作業 四千円

二 前号以外の作業 三千円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則(附則に二項を加える改正規定に限る。)による改正後の職員の特種勤務手当の支給に関する規則の規定は令和二年二月一日から、この規則(第八条第三項の改正規定に限る。)による改正後の職員の特種勤務手当の支給に関する規則の規定は同年七月一日からそれぞれ適用する。

(採用給与課)

